

○総務省
経済産業省 令第四号

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）の施行に伴い、及び電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）第十四条の規定に基づき、電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月二十七日

総務大臣 武田 良太

経済産業大臣 梶山 弘志

電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十九年^{総務省}経済産業省 令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(申請書等の提出の方法)</p> <p>第十三条 法第五条第二項(法第八条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による主務大臣に対する申請書等の提出は、内閣総理大臣又は総務大臣のいずれかに、正本一通及び副本一通(第三条第二項第二号及び第七条第二項第一号に掲げる書類にあつては、正本一通)を提出することにより行うことができる。</p>
改正前	<p>(申請書等の提出の方法)</p> <p>第十三条 法又はこの省令の規定による主務大臣に対する申請書等の提出は、総務大臣又は経済産業大臣のいずれかに、正本一通及び副本一通(第三条第二項第二号及び第七条第二項第一号に掲げる書類にあつては、正本一通)を提出することにより行うことができる。</p>

附 則

この省令は、令和三年九月一日から施行する。